

第9 簡易タンク貯蔵所

1 同一品質の危険物

危政令第14条第2号に規定する「同一品質の危険物」には、法別表の品名が同じものであっても品質の異なるものは含まれない。

したがって、例えば、普通ガソリン（レギュラー）と高オクタン価ガソリン（ハイオク）は、同一品質ではないので、一の簡易タンク貯蔵所に併置が可能である。

2 固定方法及び地盤面

(1) 危政令第14条第4号に規定する「固定」は、車止め又はくさり等による方法とする。

(2) 危政令第14条第4号に規定する「地盤面」は、コンクリート等で舗装し、危険物の浸透しない構造とすること。

3 固定給油設備等を設けた簡易貯蔵タンクの扱い

(1) 貯蔵を主な目的とする場合は、貯蔵に伴う行為として給油業務及び詰替業務を行うことができる。

(2) 簡易貯蔵タンクで給油を主な目的とする場合は、一日の給油量が指定数量未満であっても給油取扱所として規制する。

なお、簡易貯蔵タンクにより自動車に給油する設備（自家用に限る。）で、給油の機会が少なく一日の給油量が指定数量未満のものについては、簡易タンク貯蔵所として規制する。

(3) 簡易貯蔵タンクに設けた注油設備により、詰替え、小分け販売等の取扱いを主な目的とする場合は、一般取扱所のタンクとして取り扱う。